

## 第22回 遺伝子実験施設連絡会議報告

(平成18年11月2日 東京キャンパスイノベーションセンター)

11月2日に東京で開催されました第22回遺伝子実験施設連絡会議（当番校 岐阜大学生命科学総合研究支援センター）に出席してきました。皆さまに特に関係すると思われる、遺伝子組換え生物の議題について報告をします。資料は遺伝子機能解析分野事務室に保管されています。

### B. 遺伝子組み換え生物の取り扱いについて

#### 1. 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課説明、質疑

研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室専門官 二階堂 孝彦

#### 2. 全国の施設の状況について

#### 3. 東京大学の取り組みについて 斎藤 泉

B-1では遺伝子組換え生物等の使用等に関する留意事項の説明がありました。計画の実験が大臣確認実験に該当するかどうかのフローチャートが示されました(資料)。また失敗に学ぶということで違反例が示されました。ケース1：大臣確認申請を怠った例、法令に関する知識が不十分でまた、機関内における連絡ミスがあった。再発防止策として定期的な研修の実施と情報共有体制の見直しが挙げられていました。ケース2：拡散防止措置が不十分な例、遺伝子組換えマウスを十分な拡散防止措置をとらずに使用、ケース3：情報提供を怠った例、譲渡の際に情報提供を怠った。担当官によると、ちょっとしたミスのために厳重注意という処分になっており、もう少し注意してもらえば問題なかったのに残念です、とのことでした。フロアーからの質問として、Q1：実験者の健康管理をどうするか、明記はされていないが健康診断が必要か、Ans：実験者の健康に関しては基本事項に記されている、健康診断は遵守事項ではない、大学の組換えDNA実験安全委員会で決めること。島根大学の場合は定期健康診断であてていることになると思います。Q2：環境中の微生物を使う実験のレベルは？ Ans：rRNAなど同定済みはP1、未同定核酸クローニングの場合、環境の状況から判断してクラス3該当でないと考えられればP2。Q3：P1Aの場合、実験自体もP1Aとなっている飼育室で行う必要があるか？ Ans：飼育室と実験室が隣接している場合、同じ拡散防止エリアとして考え実施可能。離れている場合は、

実験室もPIAの拡散防止措置が必要で、飼育室と実験室をつなぐエリアを運搬エリアとする。

その他、FAQなどを含め、文部科学省のwebsiteに組換えDNA実験関係の情報を載せるとのことでした（今まではFAQなどはなかったようです）。大臣確認実験申請マニュアルもアップされるようです。

B-2では各大学の組換えDNA実験安全委員会の形態についてのアンケート結果が紹介されました（資料）。

B-3では東京大学医科学研究所の例が紹介されました。東京大学では全学の安全委員会と部局安全委員会という2つのシステムで運用されているようです。また、近々法令化が見込まれている（病原性）微生物安全委員会もタイアップするようです。部局には拡散防止主任者が置かれているそうです。大臣確認の計画の場合には、委員長の予備審査、委員会で書面審査、全学委員会へ提出、全学委員会が審査、という手続きを踏んでいるそうです。また実験室の承認には、マスター図を担当委員が審査することになっており、部屋の視察を行うそうです。情報提供に関しては、譲渡等について東京大学の規則を定め、譲渡は拡散防止主任者の承認の下に行い、事務で記録を残す。安全講習として、年に2回、6月に新規向け、10月に実験責任者+新規を受けなかった人向け、の講習を行っているそうです。また血清保存をしているそうです。各種書式や実験室に表示するラベルなども作って配布しているとのことでした。

（中川記）